

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会（第1回）

日時：平成30年8月16日（木）13:30～  
会場：岡山県庁分庁舎 2階201会議室

1 開 会

2 調査委員会の設置目的等の説明

3 委員長、副委員長選任

4 議事

（1）事案の概要説明

（2）遺族との面談

（3）今後の調査の進め方

（4）その他

5 閉 会

# 岡山県立高校生自殺事案に関する第三者調査委員会について

## 1 趣 旨

平成24年7月25日に発生した岡山県立岡山操山高等学校2年生男子生徒が自殺した事案についての調査を行うため、御遺族の要望により、第三者調査委員会を設置する。

## 2 主な所掌事項

- ・当該生徒の自殺に至るまでの事実経過及びそれらの事実の背景等の調査
- ・当該生徒が自殺に至るまでの事実経過における学校の対応の事実経過及び事実の背景等の調査
- ・上記事実を踏まえた自殺の原因の究明
- ・学校及び県教育委員会の自殺前後の対応が適切であったかの検証
- ・再発防止に対する提言

## 3 設置主体

岡山県教育委員会（岡山県及び県教育委員会が共同で運営）

## 4 委員（5名）

氏 名	職 名
曾我 智史	弁護士
竹内 俊子	広島修道大学名誉教授
新阜 真由美	弁護士
西山 久子	福岡教育大学教授
水田 一郎	大阪大学キャンパスライフ健康支援センター教授 精神科医

（五十音順）

## 【参 考】

### ○経 緯

- H29.5.31 遺族側弁護士から、第三者による調査組織を岡山県に設置すること等を、文書により知事に要望
- 6.28 知事と遺族が面会
- 7.19 知事から、第三者による調査委員会を県教育委員会に設置し、中立性を確保しながら調査を実施する旨を文書回答
- H29.8～ 第三者調査委員会設置要綱や委員の選任について、遺族と県・県教委とで協議
- H30.7 第1回第三者調査委員会開催
- H30.8.16 第1回第三者調査委員会開催

## 岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(通知)」(平成23年6月1日付け、23文科初第329号文部科学省初等中等教育局長通知)、「「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について(通知)」(平成26年7月1日付け、26文科初第416号文部科学省初等中等教育局長通知)並びに「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」に基づき、平成24年7月25日に発生した岡山県立岡山操山高等学校(以下「本件学校」という。)2年生男子生徒(以下「本件生徒」という。)の自殺(以下「本件自殺」という。)について、本件自殺に至るまでの事実経過、背景等に関する詳細な調査及び検証、本件自殺の原因の究明並びに本件学校及び岡山県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の本件自殺発生前後の対応について調査等を行い、今後の再発防止を図ることを目的として、本件生徒の保護者(以下「本件遺族」という。)の岡山県知事への要望により、本件遺族の意向に配慮して、岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会(以下「調査委員会」という。)を県教育委員会に設置するとともに、調査委員会の組織、運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本件自殺に至るまでの事実経過及びそれらの事実の背景等を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 本件自殺に至るまでの事実経過において、本件学校の本件生徒に対する対応の事実経過及びそれらの事実の背景等を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (3) 前2号に規定する調査で明らかになった事実を踏まえて、本件自殺の原因について究明すること。
- (4) 第1号及び第2号に規定する調査によって明らかになった事実に対して、本件学校及び県教育委員会がどう対応したのか、又は対応しなかったのかを明らかにし、本件学校及び県教育委員会の本件自殺前後の対応が適切であったかを検証すること。
- (5) 前各号に規定する調査等によって明らかになった結果を審議し、岡山県の子どもが健やかに生きるために環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言(以下「本件提言」という。)を行うこと。

### (組織)

第3条 調査委員会の委員(以下「委員」という。)は、本件学校、県教育委員会、本件遺族と利害関係(過去の実績も含む。)を有しない者であって、法律、児童青年精神医学、教育等に関する専門的な知識経験その他ハラスメントやいじめ等による生徒の自殺に関する調査等を行うために必要な知識経験を有する団体(岡山県及び県教育委員会が本件遺族と協議の上選定する団体とする。)から推薦されたものとする。

- 2 委員の人数は、6名程度とする。
- 3 県教育委員会は、岡山県と協議の上で委員を委嘱し、その後、速やかに委員の氏名を公表する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から第10条第1項の報告が完了した日までの期間とする。
- 5 委員の就任後、本件学校、県教育委員会との利害関係が明らかとなるなど、当該委

員による中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときは、本件遺族は、当該委員の辞任を求めることができる。

6 委員の就任後、本件学校、県教育委員会又は本件遺族との利害関係が明らかとなるなど、当該委員による中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときは、県教育委員会は、当該委員を解嘱することができる。

(委員の役割等)

第4条 委員は、調査委員会を設置した経緯を踏まえ、調査方針を決定し、第7条に規定する調査を行い、明らかになった事実を審議する等の役割を果たすとともに、その調査権限は全て調査委員会に専属するものとする。

2 調査委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

3 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査委員会の中立性及び公正性)

第5条 調査委員会は、調査によって明らかになっていく事実にのみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公正に調査等を行うものとする。

(会議等)

第6条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議は、原則として非公開とする。ただし、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員長が会議に諮って会議を公開とができる。

4 調査委員会は、会議を開催したときは、中立かつ公正な調査等を実施できるよう、録音記録するとともに、議事録を作成しなければならない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の議事は、出席した委員の合意により決する。

(調査)

第7条 調査委員会は、第2条各号に掲げる所掌事項（以下「所掌事項」という。）を遂行するために必要があると認められる場合は、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

(1) 県教育委員会及び本件学校に属する教育委員、職員等（過去に県教育委員会及び本件学校に属していた教育委員、職員等を含む。）、本件生徒の親族、本件学校の生徒（卒業生、転校生等を含む。）、その保護者その他の本件生徒と関わりを有する者（以下「調査対象者」という。）から、事実関係や意見等に関する陳述、説明等（本件学校その他の関係する現場における説明を含む。）を求めること。

(2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の提出、提示、閲覧、複写等を求めるこ。

(3) 調査対象者から口頭で陳述、説明等を受けたときは、中立かつ公正な調査等を実施できるよう、原則として録音記録するとともに、書面での記録を作成しなければ

ならない。

- (4) 関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、所掌事項を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。
- 2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。
- 3 本件学校、県教育委員会及び本件遺族は、第1項に定める調査に協力しなければならない。
- (調査員)

第8条 調査委員会は、所掌事項を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、本件事案の調査に必要な学識経験その他専門性を有する者で、本件学校、県教育委員会、本件遺族と何ら利害関係（過去の実績を含む。）を有しない者のうちから、調査委員会が委嘱し、本件遺族に報告する。
- 3 第3条第5項及び第6項の規定は、調査員について準用する。
- 4 調査員は、調査委員会の指示により、調査委員会の行う前条に規定する調査を補助し、業務を終えたときは、書面等により速やかに調査委員会に報告する。
- (当事者からの意見聴取)

第9条 調査委員会は、岡山県、県教育委員会及び本件遺族から意見を聴取するものとする。

(報告及び公表)

- 第10条 調査委員会は、所掌事項に係る調査等を終えたときには、調査結果報告書（以下「報告書」という。）を作成し、岡山県、県教育委員会及び本件遺族に対し報告する。
- 2 調査委員会は、会議が行われた場合は、その都度調査等の状況を本件遺族に報告し、その後報道機関に会議の概要説明をするものとする。
- 3 調査委員会は、所掌事項についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。
- 4 岡山県及び県教育委員会は、報告書が完成したときは、調査等の状況や報告書を、県民が広く閲覧可能な方法で、適切な書面により速やかに公表する。ただし、その公表方法については、調査委員会及び本件遺族の意向や助言を踏まえた方法とする。
- 5 岡山県及び県教育委員会は、前項に規定する公表に際して、本件遺族を含めた関係者のプライバシー保護等のため、関係法令の趣旨に照らし、本件遺族等と相談の上、必要な配慮をしなければならない。
- 6 岡山県は、報告書を公表したときは、その権限において、報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が県教育委員会の権限に属する場合にあっては、県教育委員会に対して、当該措置を講ずるよう要請する。
- 7 本件報告書の内容に明らかな事実誤認、調査の不十分など重大にして看過できない過誤が発見されたときは、本件遺族は調査委員会に対し、過誤の具体的な内容を摘示して、再調査、報告書の訂正、削除、付加その他相当な措置を求めることができる。
- (文書の保存)

第11条 調査委員会が第7条の規定に基づく調査によって取得し、及び収集した一切の調査関係資料で、調査委員会及び調査員が作成に関与した資料については、岡山県教育委員会文書保存分類表（平成8年岡山県教育委員会訓令第2号）に基づき、県教育委員会において永年保存するものとする。

（事務局）

第12条 調査委員会の事務局は、岡山県及び県教育委員会が共同で構成し、対等な立場で運営に当たるものとする。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員で構成する。
- 3 事務局長には、教育次長を充てる。
- 4 事務局次長には、総合政策局政策推進課長を充てる。
- 5 事務局員には、岡山県及び県教育委員会の職員を充て、原則として、人事異動の場合及び第7項の規定により除外する場合を除き、交代させないものとする。
- 6 事務局は、調査委員会の指示により、予算管理、委員との連絡調整、調査の進行状況等の本件遺族への説明その他調査委員会が必要と認める事務を中立かつ公正に取り扱う。
- 7 事務局員の構成員に教員の経験があるなど、当該構成員による中立かつ公平な事務を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときは、本件遺族は、当該構成員について、事務局員から除外するよう求めることができる。

（守秘義務）

第13条 委員、調査員及び事務局員は、調査委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（予算）

第14条 調査委員会の運営に必要な経費は、事務局において適切に管理、執行する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成30年3月9日から施行する。
- 2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、県教育委員会が招集する。